

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	日吉町世木地域 (殿田、木住、生畑、中世木)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	45.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	45.2 ha
② 田の面積	45 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	40.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地域は農業者の平均年齢が70歳程度と高齢化が進み将来的にも耕作ができているか懸念されているが、小規模な水田や畑も利用し、水稻や黒豆、野菜を栽培している。しかし、山際の農地や未整備田、耕作者の死亡により遊休農地化が進行していることも事実で、井堰や水路の老朽化も各所で進んでおり、また有害鳥獣による被害も発生しているため、課題は多くある。

・畔は法面が多くあり、夏場の草刈りの負担が大きな課題となっている。猛暑による農作物の高温障害も課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域の特産である黒大豆(枝豆)を耕作困難者の農地を借りて任意組織が中心に栽培しているが、栽培地が点在しており、効率が悪いと集積化できるように協力体制の検討を行う。また、耕作者の高齢化等による遊休農地の抑制を図るため、移住者や地域外からの耕作者等多様な耕作者の確保に努力する。

・地域性から農地集積や施設園芸等による農業専門の担い手確保は難しい。地域資源としては清涼な水や昼夜の寒暖差、森林からの林業副産物や有機資材の確保等が有用であり、また循環型農業普及拡大の取り組みに参画しつつ、地域資源を生かしたブランディング等で市場性の工場や収益性を確保し、半農半Xのような農業及び農村の担い手確保を模索し継承を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地は生産資源であるとともに区民の生活を営む住環境そのものであることから、地域内農地は地域住民の農業力を高めることで維持継承することを基本に、遊休化が危惧される場合は既存の任意組織に農作業委託を進め、中間管理機構の活用も検討していきたい。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	23 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手がない状況の中で遊休化しそうな農地を借りて農産物を栽培しているが、農地が点在しているため作業効率が悪く可能な限り集積・集約できるような体制が必要である。その点農地中間管理機構の役割の一つとしては農地の集約化であるので活用を検討していきたい。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構の活用を検討し、担い手や地域の借受者の意向を確認しながら段階的に集約化を進めて行く。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構の活用を今後検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
未整備田があるが条件不利農地は多く基盤整備は現実的には難しい状況である。そのため、未整備田を活用した農地の有効活用が現実的であり、用水路や排水路の小規模整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内の農地すべてを個々の農業者で管理することは限界がある。地域内の組織や農業希望の移住者への協力体制、組合で取り組んでいる稲作の栽培指導等を引き続き継続し、新たな耕作者の確保につなげ、可能な限り農地を守っていく機運を高めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域の農業組織が草刈り作業や米の乾燥調製施設での作業を請け負っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置する。
 ②地域で取り組んでいる地域資源を活用した農産物の商品開発と循環型農業を普及していく。
 ⑤非効率な農地や獣害対策が不十分な農地において、果樹や林産物の栽培を検討する。
 ⑦耕作放棄地にならないよう、地域で保全管理を実施していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農業者A	水稻、大豆	4.25 ha	ha	水稻、大豆	4.25 ha	ha	農業者A	
サ	農業者B	水稻	ha	2.83 ha	水稻	ha	2.83 ha	農業者B	
利用者	農業者C	水稻	1.90 ha	ha	水稻	1.90 ha	ha	農業者C	
利用者	農業者D	水稻、小豆、野菜	1.27 ha	ha	水稻、小豆、野菜	1.27 ha	ha	農業者D	
利用者	農業者E	水稻	1.03 ha	ha	水稻	1.03 ha	ha	農業者E	
利用者	農業者F	水稻	0.93 ha	ha	水稻	0.93 ha	ha	農業者F	
利用者	農業者G	水稻、小豆、野菜	0.75 ha	ha	水稻、小豆、野菜	0.75 ha	ha	農業者G	
利用者	農業者H	水稻	0.74 ha	ha	水稻	0.74 ha	ha	農業者H	
利用者	農業者I	水稻	0.71 ha	ha	水稻	0.71 ha	ha	農業者I	
利用者	農業者J	水稻、大豆、野菜	0.69 ha	ha	水稻、大豆、野菜	0.69 ha	ha	農業者J	
利用者	農業者K	水稻	0.69 ha	ha	水稻	0.69 ha	ha	農業者K	
利用者	農業者L	水稻	0.68 ha	ha	水稻	0.68 ha	ha	農業者L	
利用者	農業者M	水稻、大豆、野菜	0.64 ha	ha	水稻、大豆、野菜	0.64 ha	ha	農業者M	
利用者	農業者N	水稻	0.63 ha	ha	水稻	0.63 ha	ha	農業者N	
利用者	その他耕作者	水稻等	27.50 ha	ha	水稻等	27.50 ha	ha	耕作者あり	
計	14経営体		42.4 ha	2.8 ha		42.4 ha	2.8 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

